

神奈川県監査委員殿

2007年9月19日

川崎市川崎区鋼管通4-14-18

TEL 044-344-6520

「本気で臨海部の未来を考える会」

事務局長・代表 渡辺治

神奈川県職員措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により必要な措置を請求します

請求の主旨（主張事実）

1 旧神奈川県立川崎南高校の解体費の可決と執行

- (1) 神奈川県立川崎南高校は、平成19年6月29日の神奈川県議会の常任委員会において、解体費の予算を可決した。
- (2) 神奈川県は、9月までには解体費の入札を行い、本年度中には解体が完了する旨をホームページ上で発表した。（別紙1）

2 財産の処分に関する公益性

今回の執行は売却（財産の処理）を前提としている。予算が執行され壊された場合、等措置請求の対象の解体費3億5718万5千円であった。しかし、解体にかかる費用はこれ以外に、高校をつくる時に、国庫補助金を得ており、未償却分2億4千万円の返却、そして、売却時に土壌を基準値まで改良する義務が発生し約1億7千万円、合計で7億7千万円の支出が必要となる。その結果、築28年のまだ使える建物がなくなり、売却益が入って来るが、さらに大量の産業廃棄物、CO2など社会問題も発生させる。

それに対し、「考える会」が提案するように、建物を解体せずに有効利用する場合には、市条例に基づく土壌の対処が最高で250万円程度であり、売却のために必要な解体費と土壌改良費が不要となるばかりでなく、地元で有効活用した場合、国への返還金2億4千万円が不要となる（別紙2）。さらに、市が必要とされる施設として利用した場合の支出節約分（少なくとも3億2千万）、サービス（公益）の向上、そして見込める財政の健全化などを考えると、壊さない方がはるかに公益性は高いと言える。（別紙3）

よって、利用価値がある県有財産を売却する自体に全く公益性はなく、不当な財産処分にあたる。



3 校舎の解体費に関する緊急性と投資効果（公益性）

県は、これまでに以下の3つの理由を挙げ、解体するとした。

(ア) 建物の下が土壌が基準値を超えた、また市議会での付帯事項として、「土壌汚染については、住民の不安を取り除くために、早急に対応することを県に求めること。」とあり、早急に土壌汚染を抜本的に除去したい。そのためには、早急に建物を壊す必要がある。

(イ) 市から市の地区計画に協力するように要請があったため、その計画に支障がある建物を除却する必要がある。

(ウ) 防犯上放置するわけにはいかない。

○緊急性

(ア) の理由は、別紙4（土壌専門家による解釈）に示すように、土壌汚染対策法と市条例では、建物を壊さねばならないとの指導はなく、建物を壊さず使うための土壌対策方法が示されている。あくまでも売却など土地の改変時等の機会を利用して目標値まで土壌を改良する義務があるとする法律と条例であり、土壌改良を理由にして壊さなければならないとすることは、間違った解釈であり、県が壊すために作った理由にすぎない。

さらに、県は「考える会」が知事あてに提出した要請書の回答書（8月31日付）で「人体に影響は考えられない」と明言しており、かつ現在は誰も使っていないので、少なくとも土壌の処理に関しては緊急性がない。

(イ) に関しては、川崎市は特段急ぐ事業はないと答弁しており、緊急にさら地にし、川崎市の地区計画に協力するほど逼迫していない。

(ウ) の防犯に関しては、他の廃校事例では NPO や PFI 委託をして運営する、または住民の団体に委託をして運営管理をしている例があり、考える会でも受けることが可能であり、解体に及んで失う支出や利用価値と比べ、防犯にかかる費用は微小であり、これは緊急に壊す理由にはならない。

○投資効果（公益性）

税金が使われる時にはその「投資効果」が県民に納得がゆく形で示される必要がある。しかし、今回の投資は「人体に影響がない」土壌を取り除くために7億7千万円が投資がされ、その結果何も改善されないばかりでなく、35億円（推定新築工事費）の建物が壊され、公共的財産の損失は巨額である。

少なくとも7億7千万の投資に対しては、どのように人体に害が及ぶ危険性があり、その危険性がどれほどのもので、投資によりそれがどれ

ほど改善されるかが明確化される必要がある。

建物の下にある物質に関しては人への摂取経路があり得ない（地下水も飲料水として川崎区で利用しているのはゼロ）のであれば、建物を壊してその下の土壌を除去することによって改善される危険性はゼロである。結局、投資効果ゼロの事業に対して7億7千万円が投入されようとしているのである。（しかも、基準値が上回ったのみで解体を行うという事例を作るならば、基準値が出ても使われている相当数の建物を壊さねばならないことになり、その社会的影響は大きい。）

さらに、今回の土壌調査に関しては市の条例に基づいて処理を行うものであるが、市の条例では、建物を除去しなくとも処理する方法がいくつか明示されているだけでなく、建物の下から出た成分は、市の環境局や専門家へのヒアリングによると「海水に含まれる成分で、千葉や川崎の埋め立て地ではどこでも検出されるもの」ということであった。土壌対策処理法や市の条例でも天然で検出される成分に関しては汚染とは見なさないとする記述があり、そうだとすると今回の投資は汚染でない土壌を取り除くために巨額な投資がされることになる。

それに対し、残して有効利用する場合には、最高で250万程度の舗装やモニタリングのための井戸工事でよい。

2 校舎解体の違法性

（1）不当な財産の処分

建物は建設してから28年しか経っておらず、文部省の償却年数は60年であり、地元が有効利活用することにより国へ未償却分2億4千万円の返却が不要になるだけでなく、支出の軽減、財政の健全化が見込めるなど、公益性は高い。しかし、それに比べ、売却を前提とした解体は、売却自体に公益性はまったくなく、地方自治法第242条の不当な財産の処分にあたる。

また、当高校を除却することは、地方財政法第8条（財産の管理及び運用）「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」の要件を満たさない。

（2）不当な解体費（公金）の支出

神奈川県は、財産管理課は、「不安」を取り除くために土壌汚染を除去すること、防犯上のことを考えて、壊すことが合理的であると説明を行った。財産管理課は、建物の下にあるからこそ、人体への摂取する可能性がなく安全である土壌汚染（天然の場合は汚染の対象にはならない）を

「抜本的に除去する必要がある」とし、そのためには、建物を一旦動かすか、周辺から掘って成分が溶出しないような壁を作る場合、高額になる、それと比較すると壊す方が安価で合理的だという説明である。

しかし、安全である土壌の除去のために7億7千万円を支出することには何の投資効果もなく、「抜本的に除去する必要がある」とする説明自体に合理性がなく、地方自治法第242条の不当な公金の支出に該るものである。

また、地方自治法第2条（地方公共団体の法人格、事務、自治行政の基本原則）14「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」といった要件も満たさない。

措置請求

前記の旧神奈川県立川崎南高校の解体費に対する支出は、前述した理由からして、不当な財産の処分および、不当な公金の支出に該り、請求人らは、地方自治法242条1項の規定に基づき、執行機関である神奈川県知事及び関係職員に対し、その執行の差し止めを要求するために本監査請求に及んだ次第である。

元県立川崎南高等学校の土壤調査結果に基づいた土壤汚染対策について

1 概 要

神奈川県は元神奈川県立川崎南高等学校について、工場の跡地であったことから、川崎市環境局の指導により「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき土壤調査を実施した。その結果を平成18年5月22日に一部町内会長、平成18年7月9日に周辺住民に対し「元県立川崎南高等学校の土壤汚染結果について」として説明会を開いた。

説明会で神奈川県は「土壤調査の結果、汚染が確認されたので抜本的な対策として汚染土壤を入れ替えるため建物を解体する」と説明した。

2 調査結果について

神奈川県の土壤調査結果によるとボーリング調査において調査箇所22箇所のうち7箇所で基準値を超えた土壤が検出されている。そのうち含有量基準を超えているのはNo. 1、No. 2、溶出量基準を超えているのはNo. 3、No. 4、No. 5、No. 6、No. 20である。

地下水の調査ではNo. 5、No. 6の2箇所でほう素が基準値を超えて検出されている。

(3) ボーリング調査結果 (基準値を超えた調査地点内訳)

調査物質	調査地点	調査深度 (m)				
		0.05	0.5	1	2	3
トリクロロエチレン (基準値 0.03mg/l)	No. 20	0.007	0.015	0.029	0.039	検出されず
砒素 (基準値 0.01mg/l)	No. 3	0.030	0.029	0.029	0.058	0.042
	No. 4	0.012	1.3	0.004	0.008	0.007
ふっ素 (基準値 0.8mg/l)	No. 4	0.59	0.93	1.4	0.55	0.79
ほう素 (基準値 1mg/l)	No. 5	1.8	3.5	11	0.4	0.2
	No. 6	3.2	2.7	3.0	0.5	0.2
鉛 (基準値 150mg/kg)	No. 1	13	6	151	7	7
	No. 2	613	1480	342	181	19

※「太字」は基準を超えた数値です。

(4) 地下水調査

調査地点No. 5及びNo. 6で基準値(1mg/l)を上回るほう素が検出されました。(No. 5 : 1.9 mg/l、No. 6 : 1.5 mg/l)

3 調査結果に基づいた地点別の土壤汚染対策方法の考察

・ No. 1/No. 2 (建物下はなし)

鉛の検出量が含有量基準を超えている。最大でも基準値の約十倍、地上より深さ50cmの地点で検出されていることから土壤が暴露されている箇所以外は直接人体に与える影響はないと考えられる。土壤が暴露されている箇所については川崎市条例では条例に基づいた覆土措置が認められている。(別添1-事例1参照)

・ No. 3/No. 4/No. 20 (建物下はNo. 3のみ)

No. 3/No. 4で砒素、No. 20でトリクロロエチレンが溶出量基準を超えて検出されている。No. 4以外での検出量は溶出量基準値Ⅱを超えておらず、地下水調査では、いずれの地点からも基準値を超えた汚染物質は検出されていないため川崎市条例では条例に基づいた原位置封じ込め措置が認められている。又、土壤汚染対策法においては周辺地域に飲料用の井戸がない場合には調査対象にならない(別添2参照)ことを勘案し、土壤汚染対策法に認められた地下水の水質測定措置を行うことも対策のひとつである(別添1-事例2参照)。ただし、No. 4の地点では130倍の砒素が地上より深さ50cmの地点で検出され溶出量基準値Ⅱを超えており、検出地点が隣地に非常に近いいため掘削除去措置を取ることが妥当である。

・ No. 5/No. 6 (2ヶ所共建物下)

ほう素の検出量が溶出量基準を超えているが、溶出量基準値Ⅱは超えていない。地下水からも基準値を超えたほう素が検出されているが微量であり地理的状況から考えて自然由来の可能性もあり、その可能性は川崎市環境局も認めている。川崎市環境局が実施した周辺地域での地下水調査では、基準値を超える汚染物質は検出されていないことから川崎市条例では条例に基づいた原位置封じ込めによる対策が認められている。又、土壤汚染対策法においては周辺地域に飲料用の井戸がない場合には調査対象にならない(別添2参照)ことを勘案し、土壤汚染対策法に認められた地下水の水質測定措置を行うことも対策のひとつである。(別添1-事例2参照)

4 総括

土壤汚染対策法や川崎市条例は、売却など土地の改変等の機会を利用して、土壤処理を事業者に義務付けるもので、土壤が基準値を超えているからといって、建物を壊すことを強要するものではない。神奈川県が行った土壤汚染調査結果からは既存建物を解体せず適法な土壤汚染対策は可能であると考ええる。

事例 1 戸手地区の河川予定地及び公園予定地（川崎市幸区戸手4丁目）

＜適用法規＞土壌汚染対策法及び川崎市環境条例に準拠

※調査対象地が法及び条例に規定されている調査対象地には当たらないため法・条例には

適用されないが調査方法及び対策は準している

○調査敷地に隣接する民間のマンション開発用地で民間業者が土壌搬出に伴う土壌調査を行ったところ汚染土壌が確認されたため公園予定地でも調査し汚染土壌を確認し今年1月24日に発表された。

＜汚染物質＞

公園整備事業区域	鉛 (9600mg/kg)	含有量基準	不適合
高規格堤防整備事業区域	砒素 (0.015mg/L)	溶出量基準	不適合

＜処理方法＞※川崎市担当者に確認

- 1、公園用地の鉛については高規格堤防の整備により十分な覆土を行うのでそれを対策とする
- 2、高規格堤防整備事業区域の砒素については掘削除去し対策する

事例 2 キヤノン 玉川事業所（川崎市高津区下野毛3-16-1）

＜適用法規＞「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」

○2006年9月1日玉川事業所における解体を実施に伴い「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」

に基づく敷地の詳細な土壌調査の結果、敷地から環境基準を上回る土壌の汚染が確認されたと発表しました。

＜汚染物質＞

テトラクロロエチレン (0.084mg/L)	溶出量基準	不適合
トリクロロエチレン (0.58mg/L)	溶出量基準	不適合
シス-1,2-ジクロロエチレン (0.30mg/L)	溶出量基準	不適合
鉛 (0.089mg/L, 1700mg/kg)	溶出量/含有量基準	不適合
砒素 (0.025mg/L)	溶出量基準	不適合

＜処理方法＞※キヤノン担当者に確認

- 1、解体建物部分は汚染土壌は掘削除去している。
- 2、敷地内の排水処理施設建物は継続利用するため建物直下にある汚染土壌はそのままに観測井による地下水モニタリングを実施し地下水汚染が敷地外に広がっていないことを確認する。
- 3、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン等のVOCは地下3mまでは掘削除去しそれより深い地中の汚染については微生物活性化による原位置浄化を行っている。

2の対策により汚染土壌は残っているため市のリストからは削除されないが、将来建物の使用が終わり解体する際には汚染土壌を除去するとしている。担当者は「キヤノンは企業として周辺環境への影響が無いよう万全の対策をとっている、対策についても川崎市と協議の上決定した」としている。

○土壤汚染対策法施行令

(土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準)

第三条

法第四条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一、次のいずれかに該当すること。

イ、当該土地の土壤の特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。

ロ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。

ハ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第五条第一号ロにおいて同じ。）であること。

○土壤汚染対策法施行規則

(地下水の利用状況等に係る要件)

第十七条

令第三条第一号イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。

一 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

二 地下水を水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者によ供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点